

①件名
役務業務発注における石巻市高齢者就業機会提供団体の認定について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 地方自治法施行令の改正（平成23年12月26日公布）により第167条の2第1項第3号に明確に規定されるシルバー人材センターと同様の活動又は事業を実施しており、シルバー人材センターと同様に扱うこととして地方公共団体の長が認定した場合、シルバー人材センターに準ずる者として、地方自治法施行令に規定する随意契約が可能となった。</p> <p>【目的】 地方自治法施行令に基づき、シルバー人材センターと同様の活動実態を有する団体等に対し、役務提供事業における随意契約を可能とするため認定基準を定める。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号） 地方自治法施行規則（昭和22年5月3日内務省令第29号） 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年5月25日法律第68号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成23年12月26日 地方自治法施行令及び地方自治法施行規則改正 平成28年11月17日 労働団体等から地方自治法施行令改正に基づく認定基準策定に関する要望</p>
⑤主な内容
<p>1 認定要件</p> <p>ア 法人格を有する団体であって市内に主たる事務所を有していること。 イ 石巻市役務提供競争入札参加資格者承認簿に登録されている団体であること。 ウ 定款、寄附行為、会則、活動方針等に、高齢者の就労機会の確保及び組織的提供に資することを目的とするものであることが明記されていることとともに、高齢者の就業機会を確保し、組織的に提供していること。 エ 申請日の前月の初日現在において、市内の事業所において業務に従事している者のうち、市内に居住している者の割合が80%以上であり、かつ年齢が60歳以上の者の割合が50%以上又は55歳以上の者の割合が75%以上であること。 オ 営利、非営利を問わず、適切な業務遂行処理能力を有していること。 カ 申請日において1年以上の事業実績を有すること。 キ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律 第9条に基づく高齢者雇用確保措置を講じていること。</p> <p>2 認定申請 申請募集は原則毎年度1回、3月に行う。</p>

3 認定団体の決定

認定要件に適合するかどうかを2人以上の学識経験者から意見聴取を行い、市長が決定する。

4 認定の有効期間

認定の日から石巻市役務提供入札参加資格の有効期間の終了までとする。

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

随意契約の理由を緩和することにより、シルバー人材センターに準ずる者の受注機会が増え、高齢者の就業機会及び収入の確保並びに生きがいに資する。

⑦他の自治体の政策との比較

県内では宮城県のみ制度化（認定団体：2団体）

自治体名	宮城県	旭川市	豊橋市	広島県	広島県 熊野町	広島県 尾道市	下関市	高知県
団体等に 属する高 年齢者の 基準	55歳以上	55歳以上	60歳以上	55歳以上	55歳以上	55歳以上	60歳以上	55歳以上 又は 60歳以上
割合	50%以上	90%以上	概ね 65%以上	90%以上	90%以上	90%以上	80%以上	55歳以上が 3/4以上 又は60歳以上が 1/2以上
縣市町村 内居住者 割合	50%以上	80%以上	4/5以上 (約80%)	記載なし	記載なし	記載なし	原則市内 居住者	90%以上
高齢化率 (参考： 平成27 年度)	25.6%	30.3%	24.0%	27.3%	32.9%	33.8%	33.1%	33.0%

※石巻市シルバー人材センターにおける会員の市内居住者割合 100%

※石巻市の高齢化率（平成27年度）30.35%

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成29年3月上旬 役務業務発注における石巻市高齢者就業機会提供団体認定事務に関する要綱の制定（平成29年3月中旬施行予定）
 3月中旬 募集開始
 3月下旬 認定

⑨ その他

（この欄は空欄です）